



# 085-5 上鳥羽

75 中河原	76 梅小路	77 京都駅	1	2	3
84 吉祥院	85 上鳥羽	86 勧進橋	4	5	6
93 久世	94 城南宮	95 竹田	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

2. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

3. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

4. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

5. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

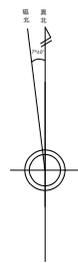
6. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

7. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

8. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

9. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。

10. 本図の土地利用規制は、本図に記載の用途地域区分に基づき、当該地区の土地利用の規制を定める。



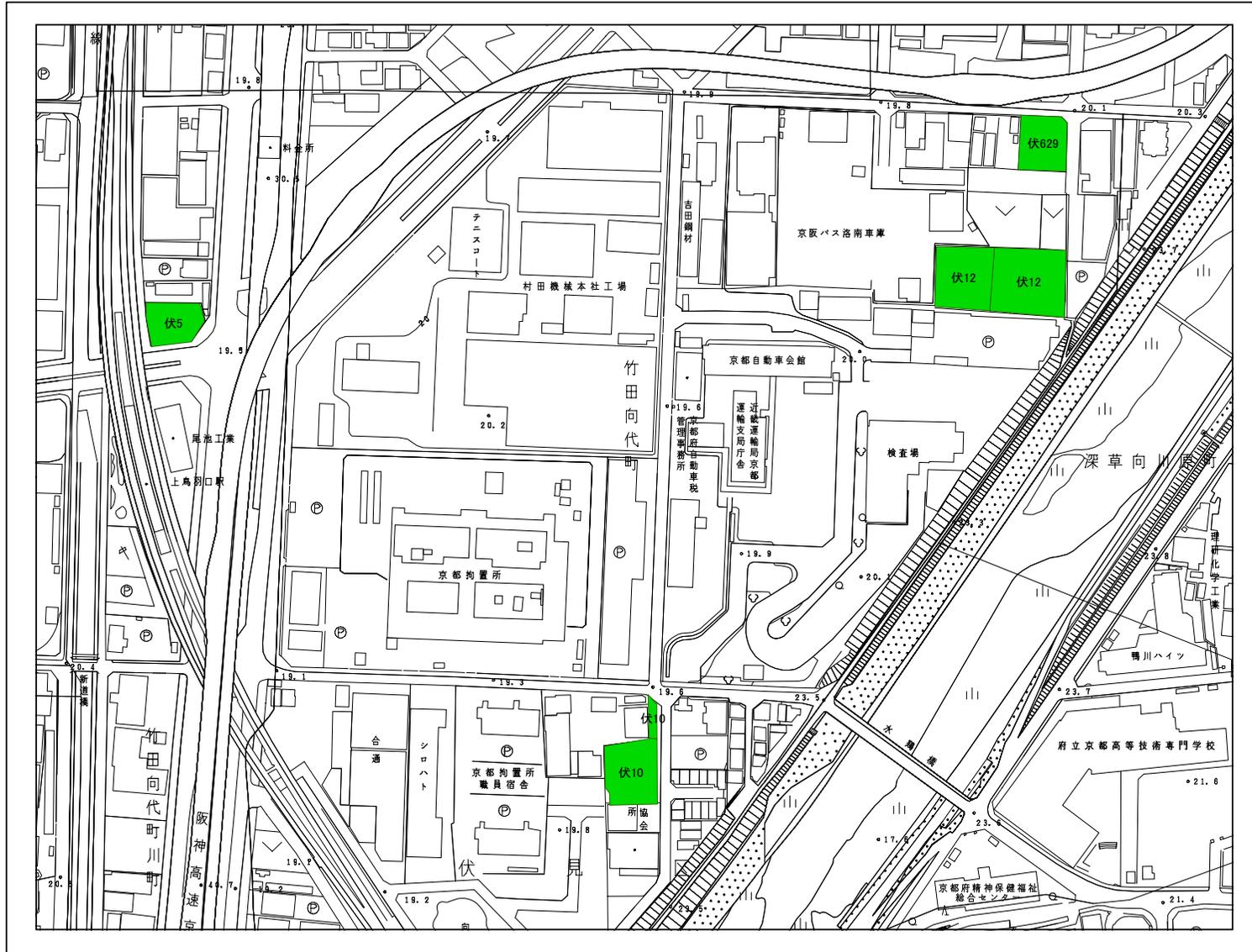
京都市都市計画局

**凡例**

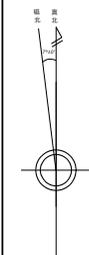
- 今回決定箇所
- 既決定箇所
- 今回廃止箇所

# 085-6 上鳥羽

75 中河原	76 梅小路	77 京都駅	1	2	3
84 吉祥院	85 上鳥羽	86 勸進橋	4	5	6
93 久世	94 城南宮	95 竹田	7	8	9



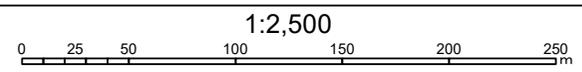
伏5  
 伏10  
 伏12  
 伏629



京都市都市計画局

**凡例**

- 今回決定箇所
- 既決定箇所
- 今回廃止箇所



# 085-7 上鳥羽

75 中河原	76 梅小路	77 京都駅	1	2	3
84 吉祥院	85 上鳥羽	86 勧進橋	4	5	6
93 久世	94 城南宮	95 竹田	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

2. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

3. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

4. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

5. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

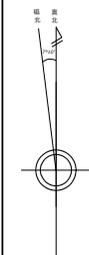
6. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

7. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

8. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

9. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。

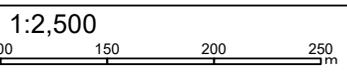
10. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の都市計画区域において、上鳥羽地区の土地利用の規制を定めるものである。



京都市都市計画局

**凡例**

- 今回決定箇所
- 既決定箇所
- 今回廃止箇所

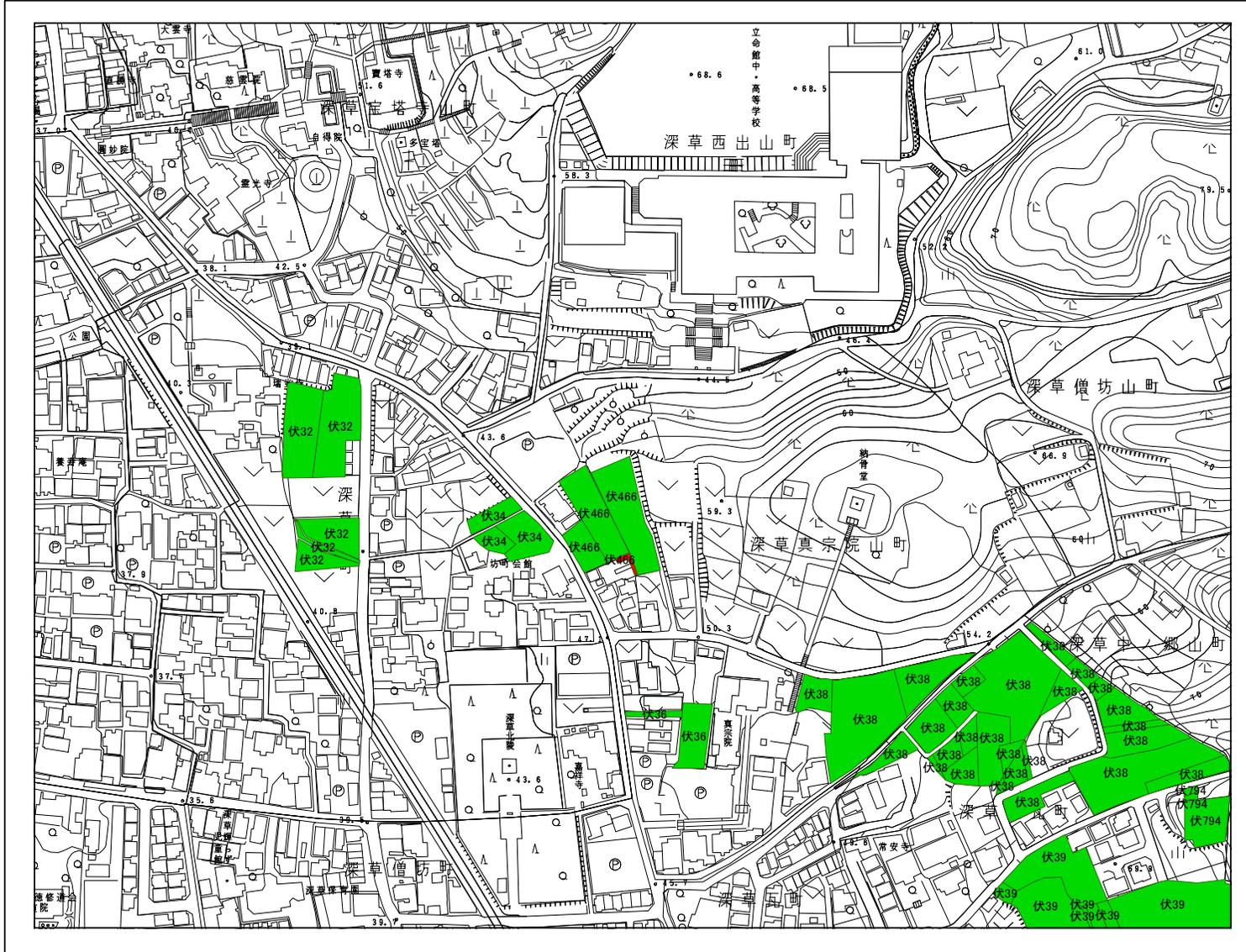






# 086-9 勸進橋

76 梅小路	77 京都駅	78 今熊野	1	2	3
85 上鳥羽	86 勸進橋	87 福徳山	4	5	6
94 城南宮	95 竹田	96 大亀谷	7	8	9



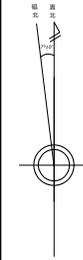
本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。また、本図の作成に当たっては、関係機関等との協力を得て作成したものと見做すこととします。

本図の作成に当たっては、関係機関等との協力を得て作成したものと見做すこととします。

本図の作成に当たっては、関係機関等との協力を得て作成したものと見做すこととします。

本図の作成に当たっては、関係機関等との協力を得て作成したものと見做すこととします。

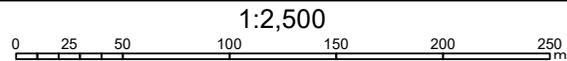
本図の作成に当たっては、関係機関等との協力を得て作成したものと見做すこととします。



京都市都市計画局

**凡例**

- 今回決定箇所
- 既定箇所
- 今回廃止箇所



# 087-3 稻荷山

77 京都駅	78 今熊野	79 山科	1	2	3
86 勧修橋	87 稲荷山	88 勧修寺	4	5	6
95 竹田	96 大亀谷	97 醍醐	7	8	9



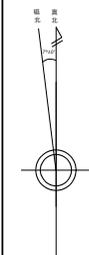
1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市の都市計画区域において、土地利用の規制を定めるための図である。

2. 本図の範囲は、京都市都市計画区域の第1種中核市街地地区に属する。

3. 本図の土地利用規制は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市の都市計画区域において、土地利用の規制を定めるための図である。

4. 本図の土地利用規制は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市の都市計画区域において、土地利用の規制を定めるための図である。

5. 本図の土地利用規制は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市の都市計画区域において、土地利用の規制を定めるための図である。



京都市都市計画局

**凡例**

- 今回決定箇所
- 既決定箇所
- 今回廃止箇所

